

【資料4】 参考資料集

目次

1	札幌市ユニバーサル推進検討委員会設置要綱	1 ページ
2	札幌市ユニバーサル推進検討委員会スケジュール(予定)	2 ページ
3	関係法令	
	・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	3 ページ
	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	9 ページ
	・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための 施策の推進に関する法律	16 ページ
	・共生社会の実現を推進するための認知症基本法	27 ページ
	・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律	34 ページ
	・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な 推進に関する法律	37 ページ
4	他自治体条例	
	・鎌倉市共生社会の実現を目指す条例	40 ページ
	・ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例(兵庫県条例)	42 ページ
	・ともに生きるまちを目指す条例(江戸川区条例)	45 ページ
	・山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例	47 ページ
5	札幌市の状況(基礎データ集)	49 ページ
6	第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(関係部分抜粋)	53 ページ
7	市長公約(2023~2026)	59 ページ

1 札幌市ユニバーサル推進検討委員会設置要綱

令和5年（2023年）8月16日 まちづくり政策局長決裁

（名称）

第1条 本委員会の名称を「札幌市ユニバーサル推進検討委員会」（以下「検討委員会」という。）とする。

（設置目的）

第2条 「（仮称）共生社会推進条例」の制定及び本市のユニバーサル関係施策の目標や取組の方向性について検討をしていくため、これらに係る意見交換及び助言を行う場として検討委員会を設置する。

（委員構成）

第3条 検討委員会は、15名以内の委員で構成する。

2 委員は、ユニバーサルの関係分野において識見を有する者、市の公募に応じた市民その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（設置期間）

第4条 検討委員会の設置期間は、委員委嘱日から令和7年3月末日までとする。

2 委員は、前項の設置期間の終期が到来したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

（座長及び副座長）

第5条 検討委員会には座長と副座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は検討委員会の議長として会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

（検討委員会の開催）

第6条 検討委員会は、まちづくり政策局政策企画部ユニバーサル推進室長が必要に応じて招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

（謝礼等の支給）

第7条 委員に対して、検討委員会1回の出席につき謝礼として12,500円を支給する。また、検討委員会に公共交通機関で出席した委員については、交通費を別途支給する。

（その他）

第8条 検討委員会の開催に必要な庶務は、まちづくり政策局政策企画部ユニバーサル推進室が行う。

2 本要綱に定めのない事項については、座長が検討委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は令和5年9月1日から施行する

2 札幌市ユニバーサル推進検討委員会スケジュール（予定）

年月	検討委員会における議論		札幌市
令和5年 10月		<p style="text-align: center;"> 条例関係 展開プログラム関係 </p>	
11月	■第1回	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮)共生社会推進条例の制定について① 	<ul style="list-style-type: none"> ・展開プログラムの策定について①
12月	■第2回	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮)共生社会推進条例の制定について② 	<ul style="list-style-type: none"> ・展開プログラムの策定について②
令和6年 1月			
2月			
3月	■第3回	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮)共生社会推進条例の制定について③ ・来年度の市民参加事業について 	<ul style="list-style-type: none"> ・展開プログラムの策定について③
令和 6年度	■第4回	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮)共生社会推進条例の制定について④ ・市民参加事業の結果について 	<ul style="list-style-type: none"> ・展開プログラムの進捗について
	■第5回	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮)共生社会推進条例の制定について⑤ ・パブリックコメントの結果について 	

展開プログラムの策定

市民参加事業の実施

(仮)共生社会推進条例のパブリックコメントの実施

(仮)共生社会推進条例の制定

3 関係法令

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律〔平成十八年六月二十一日号外法律第九十一号〕

目次

第一章 総則（第一条—第二条）

第二章 基本方針等（第三条—第七条）

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条—第二十四条）

第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置（第二十四条の二—第二十四条の八）

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第二十五条—第四十条の二）

第五章 移動等円滑化経路協定（第四十一条—第五十一条）

第五章の二 移動等円滑化施設協定（第五十一条の二）

第六章 雑則（第五十二条—第五十八条）

第七章 罰則（第五十九条—第六十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。

二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。

四 高齢者障害者等用施設等 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であって、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものをいう。

五 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うも

- の及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)
- ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第二十六号ハにおいて同じ。)
- ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナル事業を営む者
- ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。）を営む者及び旅客不定期航路事業者
- ヘ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。)
- ト イからへまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの
- 六 旅客施設 次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- イ 鉄道事業法による鉄道施設
- ロ 軌道法による軌道施設
- ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル
- ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。)
- ホ 航空旅客ターミナル施設
- 七 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- 八 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあつては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためこれらの事業の用に供する自動車にあつては高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。
- 九 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 十 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。
- 十一 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- 十二 旅客特定車両停留施設 道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 十三 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（道路法第二条第二項第七号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設である

ものを除く。)であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

十四 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者(以下「公園管理者」という。)又は同項の規定による許可を受けて公園施設(特定公園施設に限る。)を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。

十五 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。

十六 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

十七 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。

十八 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十九 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

二十 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

二十一 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

二十二 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

二十三 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ 生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。)を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。)について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十四 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 前号イに掲げる要件

ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十五 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業をいう。

二十六 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

ハ 特定車両(軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等)をい

う。以下同じ。)を床面の低いものとする事その他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十七 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業(これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。)をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

二十八 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十九 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

三十 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物(第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。)の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

ロ 特定建築物(特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。)における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

三十一 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示(第三十六条第二項において「信号機等」という。)の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

ロ 違法駐車行為(道路交通法第五十一条の四第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。)に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

三十二 教育啓発特定事業 市町村又は施設設置管理者(第三十六条の二において「市町村等」という。)が実施する次に掲げる事業をいう。

イ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

ロ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業(イに掲げる事業を除く。)

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

三 第二十四条の二第一項の移動等円滑化促進方針の指針となるべき次に掲げる事項

イ 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項

ロ 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項

- ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する基本的な事項
- ニ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

四 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

- イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項
- ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
- ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項
- ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項
- ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

五 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項

六 移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項

七 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（施設設置管理者等の責務）

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

第三章～第七章 (省略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成一八年一二月政令三七八号により、平成一八・一二・二〇から施行〕

(以下省略)

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律〔平成二十五年六月二十六日号外法律第六十五号〕

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）

第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）

第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない

い。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置
(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状

況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔令和三年六月四日法律第五六号〕

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[令和五年三月政令六〇号により、令和六・四・一から施行]

[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律〔平成三十一年四月二十六日号外法律第十六号〕

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針等（第七条・第八条）
- 第三章 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置（第九条）
- 第四章 アイヌ施策推進地域計画の認定等（第十条—第十四条）
- 第五章 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置（第十五条—第十九条）
- 第六章 指定法人（第二十条—第三十一条）
- 第七章 アイヌ政策推進本部（第三十二条—第四十一条）
- 第八章 雑則（第四十二条—第四十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村（特別区を含む。以下同じ。）によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

2 この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。

3 この法律において「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間（アイヌ文化の振興等の拠点として国土交通省令・文部科学省令で定める場所に整備される国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産をいう。）を構成する施設（その敷地を含む。）であって、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいう。

（基本理念）

第三条 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。

3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視

点に立って行われなければならない。

第四条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、前二条に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第七条 政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 アイヌ施策の意義及び目標に関する事項

二 政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針

三 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項

四 第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、アイヌ政策推進本部が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県方針)

第八条 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針（以下この条及び第十条において「都道府県方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 アイヌ施策の目標に関する事項

二 当該都道府県が実施すべきアイヌ施策に関する方針

三 前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項

3 都道府県知事は、都道府県方針に他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、都道府県方針の変更について準用する。

第三章 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置

第九条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第二十条第一項の規定による指定をしたときは、民族共生象徴空間構成施設の管理を当該指定を受けた者（次項において「指定法人」という。）に委託するものとする。

2 前項の規定により管理の委託を受けた指定法人は、当該委託を受けて行う民族共生象徴空間構成施設の管理に要する費用に充てるために、民族共生象徴空間構成施設につき入場料その他の料金（第二十二条第二項において「入場料等」という。）を徴収することができる。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による委託について必要な事項は、政令で定める。

第四章 アイヌ施策推進地域計画の認定等

（アイヌ施策推進地域計画の認定）

第十条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき（当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して）、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画（以下「アイヌ施策推進地域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 アイヌ施策推進地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 アイヌ施策推進地域計画の目標

二 アイヌ施策の推進に必要な次に掲げる事業に関する事項

イ アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

ロ アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

ハ 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

ニ 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

ホ その他内閣府令で定める事業

三 計画期間

四 その他内閣府令で定める事項

3 市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするときは、これに記載しようとする前項第二号に規定する事業を実施する者の意見を聴かなければならない。

4 第二項第二号（ニを除く。）に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野をいう。第十六条第一項において同じ。）において採取する事業に関する事項を記載することができる。

5 前項に定めるもののほか、第二項第二号（ニを除く。）に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法（以下この項において「儀式等」という。）の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第五号に規定する内水面をいう。）において採捕する事業（以下この条及び第十七条において「内水面さけ採捕事業」という。）に関する事項を記載することができる。この場合においては、内水面さけ採捕事業ごとに、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を記載するものとする。

6 前二項に定めるもののほか、第二項第二号（ハに係る部分に限る。）に規定する事業に関する事項には、当該市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業（以下この項及び第十八条において「商品等需要開拓事業」という。）に関する事項を記載することができる。この場合においては、商品等需要開拓事業ごとに、当該商品等需要開拓事業の目標及び実施期間を記載するものとする。

7 第二項第二号イからホまでのいずれかの事業を実施しようとする者は、市町村に対して、

アイヌ施策推進地域計画を作成することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係るアイヌ施策推進地域計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

8 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づきアイヌ施策推進地域計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、アイヌ施策推進地域計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

9 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、アイヌ施策推進地域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 当該アイヌ施策推進地域計画の実施が当該地域におけるアイヌ施策の推進に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、アイヌ政策推進本部に対し、意見を求めることができる。

11 内閣総理大臣は、第九項の認定をしようとするときは、その旨を当該認定に係るアイヌ施策推進地域計画を作成した市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。この場合において、当該都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、同項の認定に関し、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

12 内閣総理大臣は、アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項（第四項から第六項までのいずれかに規定する事項をいう。以下同じ。）が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該特定事業関係事項について、当該特定事業関係事項に係る国の関係行政機関の長（以下単に「国の関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

13 内閣総理大臣は、アイヌ施策推進地域計画に内水面さけ採捕事業に関する事項が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村（市町村が共同して作成したときは、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を含む市町村に限る。）を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。

14 内閣総理大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更）

第十一条 市町村は、前条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第十四項までの規定は、同条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更について準用する。

（報告の徴収）

第十二条 内閣総理大臣は、第十条第九項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）に対し、第十条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定アイヌ施策推進地域計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合には、認定市町村に対し、当該特定事業関係事項の実施の状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）

第十三条 内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定市町村に対し、当該認定アイヌ施策推進地域計画の実施に関し必要な措置

を講ずることを求めることができる。

- 2 国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合において、当該特定事業関係事項の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定市町村に対し、当該特定事業関係事項の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第十四条 内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画が第十条第九項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国の関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けた国の関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。
- 3 前項に規定する場合のほか、国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるすることができる。
- 4 第十条第十四項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

第五章 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置

(交付金の交付等)

第十五条 国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（第十条第二項第二号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- 2 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(国有林野における共用林野の設定)

第十六条 農林水産大臣は、国有林野の経営と認定市町村（第十条第四項に規定する事項を記載した認定アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村に限る。以下この項において同じ。）の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るため必要であると認めるときは、契約により、当該認定市町村の住民又は当該認定市町村内の一定の区域に住所を有する者に対し、これらの者が同条第四項の規定により記載された事項に係る国有林野をアイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取に共同して使用する権利を取得させることができる。

- 2 前項の契約は、国有林野の管理経営に関する法律第十八条第三項に規定する共用林野契約とみなして、同法第五章（同条第一項及び第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「第一項」とあるのは「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十六条第一項」と、「市町村」とあるのは「認定市町村（同法第十二条第一項に規定する認定市町村をいう。以下同じ。）」と、同項ただし書並びに同法第十九条第五号、第二十二條第一項及び第二十四条中「市町村」とあるのは「認定市町村」と、同法第十八条第四項中「第一項」とあり、及び同法第二十一条の二中「第十八条」とあるのは「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第十六条第一項」とする。

(漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮)

第十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された内水面さけ採捕事業の実施のため漁業法第百十九条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づく農林水産省令又は都道府県の規則の規定による許可が必要とされる場合において、当該許可を求められたときは、当該

内水面さけ採捕事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(商標法の特例)

第十八条 認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業については、当該商品等需要開拓事業の実施期間（次項及び第三項において単に「実施期間」という。）内に限り、次項から第六項までの規定を適用する。

2 特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料を納付すべき者が当該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は実施期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

3 特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料（実施期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。

4 商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料は、商標権が第二項の規定による登録料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

5 商標登録出願により生じた権利が第三項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の商標登録出願により生じた権利について商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料は、同項の規定にかかわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

6 前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(地方債についての配慮)

第十九条 認定市町村が認定アイヌ施策推進地域計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、当該認定市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

第六章 指定法人

(指定等)

第二十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認め

られるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

- 2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。
 - 一 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。
 - 二 第三十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。
 - 三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ロ 第二十七条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者
- 3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 4 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び文部科学大臣に届け出なければならない。
- 5 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第二十一条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第九条第一項の規定による委託を受けて民族共生象徴空間構成施設の管理を行うこと。
- 二 アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。
- 三 アイヌの伝統等に関する広報活動その他のアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。
- 五 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

（民族共生象徴空間構成施設管理業務規程）

第二十二条 指定法人は、前条第一号に掲げる業務（以下「民族共生象徴空間構成施設管理業務」という。）に関する規程（以下「民族共生象徴空間構成施設管理業務規程」という。）を定め、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 民族共生象徴空間構成施設管理業務規程には、民族共生象徴空間構成施設管理業務の実施の方法、民族共生象徴空間構成施設の入場料等その他の国土交通省令・文部科学省令で定める事項を定めておかななければならない。
- 3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第一項の認可をした民族共生象徴空間構成施設管理業務規程が民族共生象徴空間構成施設管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定法人に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第二十三条 指定法人は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（第二十条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三

月以内に国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第二十四条 指定法人は、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、民族共生象徴空間構成施設管理業務に関する経理と民族共生象徴空間構成施設管理業務以外の業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

(国派遣職員に係る特例)

第二十五条 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二第三項に規定する退職手当通算法人には、指定法人を含むものとする。

2 国派遣職員（国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、指定法人の職員（常時勤務に服することを要しない者を除き、第二十一条に規定する業務に従事する者に限る。以下この項において同じ。）となるため退職し、引き続いて当該指定法人の職員となり、引き続き当該指定法人の職員として在職している場合における当該指定法人の職員をいう。次項において同じ。）は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二及び第二十条第三項の規定の適用については、同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなす。

3 指定法人又は国派遣職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

(職員の派遣等についての配慮)

第二十六条 前条に規定するもののほか、国は、指定法人が行う第二十一条に規定する業務の適正かつ確実な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

(役員を選任及び解任)

第二十七条 指定法人の第二十一条に規定する業務に従事する役員を選任及び解任は、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人の第二十一条に規定する業務に従事する役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは民族共生象徴空間構成施設管理業務規程に違反する行為をしたとき、同条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定法人が第二十条第二項第三号に該当することとなるときは、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十八条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)

第二十九条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、第二十一条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

- 二 第二十一条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないおそれがある者となったとき。
 - 三 第二十二条第一項の規定により認可を受けた民族共生象徴空間構成施設管理業務規程によらないで民族共生象徴空間構成施設管理業務を行ったとき。
 - 四 第二十二条第三項、第二十七条第二項又は前条の規定による命令に違反したとき。
 - 五 不当に民族共生象徴空間構成施設管理業務を実施しなかったとき。
- 2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

第三十一条 前条第一項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消した場合において、国土交通大臣及び文部科学大臣がその取消し後に新たに指定法人を指定したときは、取消しに係る指定法人の民族共生象徴空間構成施設管理業務に係る財産は、新たに指定を受けた指定法人に帰属する。

- 2 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消した場合における民族共生象徴空間構成施設管理業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第七章 アイヌ政策推進本部

(設置)

第三十二条 アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、アイヌ政策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第三十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の案の作成に関すること。
- 二 基本方針の実施を推進すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第三十四条 本部は、アイヌ政策推進本部長、アイヌ政策推進副本部長及びアイヌ政策推進本部員をもって組織する。

(アイヌ政策推進本部長)

第三十五条 本部の長は、アイヌ政策推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(アイヌ政策推進副本部長)

第三十六条 本部に、アイヌ政策推進副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(アイヌ政策推進本部員)

第三十七条 本部に、アイヌ政策推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者(第一号から第八号までに掲げる者については、副本部長に充てられたものを除く。)をもって充てる。

- 一 法務大臣
- 二 外務大臣
- 三 文部科学大臣
- 四 厚生労働大臣
- 五 農林水産大臣

六 経済産業大臣

七 国土交通大臣

八 環境大臣

九 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者
(資料の提出その他の協力)

第三十八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(事務)

第三十九条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。
(主任の大臣)

第四十条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。
(政令への委任)

第四十一条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 雑則

(権限の委任)

第四十二条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を北海道開発局長に委任することができる。

2 第十六条の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を森林管理局長に委任することができる。

3 前項の規定により森林管理局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、森林管理署長に委任することができる。

(命令への委任)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定める。

(罰則)

第四十四条 第二十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第四十五条 第二十九条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

〔令和元年五月政令七号により、令和元・五・二四から施行〕

(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の廃止)

第二条 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成九年法律第五十二号)は、廃止する。

(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

第四条 第二十条第一項の規定による指定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。

(漁業法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第五条 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(国土交通省設置法の一部改正)

第七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(政令への委任)

第八条 附則第三条及び第四条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(以下省略)

○共生社会の実現を推進するための認知症基本法〔令和五年六月十六日号外法律第六十五号〕

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 認知症施策推進基本計画等（第十一条—第十三条）

第三章 基本的施策（第十四条—第二十五条）

第四章 認知症施策推進本部（第二十六条—第三十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者（以下「認知症の人」という。）が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策（以下「認知症施策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「認知症」とは、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。

（基本理念）

第三条 認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。

二 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。

三 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。

四 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。

五 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。

六 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。

七 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組

として行われること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の責務)

第六条 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者は、国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力するとともに、良質かつ適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

(日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者の責務)

第七条 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第五号の公共交通事業者等をいう。）、金融機関、小売業者その他の日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者（前条に規定する者を除く。第二十三条において同じ。）は、国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力するとともに、そのサービスを提供するに当たっては、その事業の遂行に支障のない範囲内において、認知症の人に対し必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(認知症の日及び認知症月間)

第九条 国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため、認知症の日及び認知症月間を設ける。

2 認知症の日は九月二十一日とし、認知症月間は同月一日から同月三十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、認知症の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとするとともに、認知症月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 認知症施策推進基本計画等

(認知症施策推進基本計画)

第十一条 政府は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、認知症施策推進基本計画（以下この章及び第二十七条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 政府は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、認知症に関する状況の変化を勘案し、及び認知症施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを

変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(都道府県認知症施策推進計画)

第十二条 都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画（以下この条及び次条第一項において「都道府県計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 都道府県計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、老人福祉法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、都道府県計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めなければならない。

4 都道府県は、都道府県計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならない。

5 都道府県は、適時に、都道府県計画に基づいて実施する施策の実施状況の評価を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならない。

6 都道府県は、当該都道府県における認知症に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県における認知症施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

7 第三項の規定は第五項の評価の結果の取りまとめを行おうとする場合について、第三項及び第四項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

(市町村認知症施策推進計画)

第十三条 市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画（次項及び第三項において「市町村計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 前条第三項から第七項までの規定は、市町村計画について準用する。

第三章 基本的施策

(認知症の人に関する国民の理解の増進等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進、認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進)

第十五条 国及び地方公共団体は、認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進を図るため、移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保、地域において認知症の人を見守るための体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症の人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、国、地方公共団体、事業者及び民間団体等の密接な連携の下に、認知症の人にとって

利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進、事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定、民間における自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の人の社会参加の機会の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会の確保、認知症の人の社会参加の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、若年性認知症の人（六十五歳未満で認知症となった者をいう。以下この項において同じ。）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資するよう、事業主に対する若年性認知症の人その他の認知症の人の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護)

第十七条 国及び地方公共団体は、認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るため、認知症の人の意思決定の適切な支援に関する指針の策定、認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進、消費生活における被害を防止するための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるよう、認知症に係る専門的な医療又は認知症の人の心身の状況に応じた良質かつ適切な認知症の人に対する医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムを構築することを通じ、保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、認知症の人の保健、医療又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に、認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため必要な体制の整備を図るものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症の人又は家族等が孤立することのないよう、認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究等の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、認知症の本態解明、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法その他の事項についての基礎研究及び臨床研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項についての調査研究及び検証並びにその成果の活用のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、共生社会の実現に資する研究等の基盤を構築するため、官民の連携を図るととも

に、全国的な規模の追跡調査の実施の推進、治験の迅速かつ容易な実施のための環境の整備、当該研究等への認知症の人及び家族等の参加の促進、当該研究等の成果の実用化のための環境の整備、当該研究等に係る情報の蓄積、管理及び活用のための基盤の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の予防等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、希望する者が科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防に取り組むことができるよう、予防に関する啓発及び知識の普及並びに地域における活動の推進、予防に係る情報の収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するため、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症施策の策定に必要な調査の実施)

第二十二条 国は、認知症施策を適正に策定し、実施し、及び評価するため、必要な調査の実施及び当該調査に必要な体制の整備を図るものとする。

(多様な主体の連携)

第二十三条 国は、国、地方公共団体、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者等の多様な主体が相互に連携して認知症施策に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体に対する支援)

第二十四条 国は、地方公共団体が実施する認知症施策を支援するため、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力)

第二十五条 国は、認知症施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるものとする。

第四章 認知症施策推進本部

(設置)

第二十六条 認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、認知症施策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、認知症施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、認知症施策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。

- 一 基本計画の案を作成しようとするとき。
- 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。

3 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十八条 本部は、認知症施策推進本部長、認知症施策推進副本部長及び認知症施策推進本部員をもって組織する。

(認知症施策推進本部長)

第二十九条 本部の長は、認知症施策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（認知症施策推進副本部長）

第三十条 本部に、認知症施策推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第二十四条第一項に規定する健康・医療戦略担当大臣及び厚生労働大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（認知症施策推進本部員）

第三十一条 本部に、認知症施策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国务大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（認知症施策推進関係者会議）

第三十三条 本部に、第二十七条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、認知症施策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十四条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、認知症の人及び家族等、認知症の人の保健、医療又は福祉の業務に従事する者その他関係者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

（事務）

第三十五条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第三十六条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第三十七条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講

ずるものとする。

○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
〔令和五年六月二十三日号外法律第六十八号〕

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵（かん）養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職業その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意す

るものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

○ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律〔平成三十年十二月十四日号外法律第百号〕

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表（第七条）

第三章 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意等（第八条—第十二条）

第四章 ユニバーサル社会推進会議（第十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意事項その他必要な事項を定めることにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ユニバーサル社会 障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会をいう。

二 障害者、高齢者等 障害者、高齢者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上配慮を要する者をいう。

三 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策 全ての障害者、高齢者等が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするために、ユニバーサル社会の実現に関する国際的動向を踏まえ、次に掲げる事項を達成することを目指して行われる諸施策をいう。

イ 障害者、高齢者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの（ホ及び第十条において「社会的障壁」という。）を除去すること。

ロ 障害者、高齢者等が、その個性と能力を十分に発揮し、政治、経済、教育、文化芸術、スポーツその他のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されること。

ハ 障害者、高齢者等が、安全にかつ安心して生活を営むことができること。

ニ 障害者、高齢者等が、円滑に必要な情報を取得し、及び利用することができること。

ホ 施設、製品等を障害者、高齢者等にとって利用しやすいものとすることにより、社会的障壁を生じさせないこと。

（国の責務）

第三条 国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有する。

(事業者及び国民の努力)

第五条 事業者及び国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、ユニバーサル社会の実現に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表

第七条 政府は、毎年一回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

第三章 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意等

(ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意)

第八条 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に特に留意しなければならない。

- 一 障害者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上特に配慮を要する者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするための教育の内容及び方法の改善及び充実に努めること。
- 二 障害者、高齢者等の多様な就業の機会を確保すること。
- 三 障害者、高齢者等の自立及び社会における活動への参画を支援するために、まちづくりその他の観点を踏まえながら、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保すること。
- 四 障害者、高齢者等の言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段並びに情報の取得及び利用のための手段を確保すること。
- 五 障害者、高齢者等が安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするために必要な防災上の措置を講ずること。
- 六 法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票に関し、障害者、高齢者等が円滑に投票を行うことができるようにすること。

(障害者、高齢者等の意見の反映)

第九条 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を策定し、及び実施するに当たっては、障害者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(ユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興等)

第十条 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現を図るためには国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることに鑑み、社会的障壁に関する体験学習等ユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

(障害者、高齢者等にとって利用しやすい施設及び製品の普及等)

第十一条 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けて、障害者、高齢者等にとって利用しやすい施設及び製品の普及並びにそのための調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第十二条 国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するた

め、国、地方公共団体、事業者、国民等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めなければならない。

第四章 ユニバーサル社会推進会議

第十三条 政府は、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議を設けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 他自治体条例

○鎌倉市共生社会の実現を目指す条例（平成31年3月25日条例第32号）

鎌倉市共生社会の実現を目指す条例

「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまる日本国憲法第13条は、個人の尊厳及び幸福追求権について規定しています。私たちの年齢、性別、性的指向や性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などは、それぞれ異なります。多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会が、私たちの目指す共生社会です。

近くにいる人の生きにくさに思いをめぐらせてみましょう。

自分らしく生活したくとも、多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、生きにくさや居心地の悪さを感じる人がいます。「ふつう」や「当たり前」の意味は人によって違うからです。互いの違いを思いやり、配慮することで、人はみな、共に生きられます。目に見える事物はもとより、目に見えない、あるいは言葉にできない生きにくさに気づくことが、共生社会への一歩となります。

私たちは、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を、鎌倉市において実現するために、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）共生社会 市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会をいう。
- （2）市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- （3）事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- （4）合理的配慮 共生社会の実現に当たって、市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののうち、市民が現に解消を必要とする障壁を解消するための必要かつ適当な措置であって、当該措置に伴う負担が過重でないものをいう。

（基本理念）

第3条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、行うこととする。

- （1）市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
- （2）市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- （3）市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって、必要となる認識や理解を市民及び事業者と相互に深めるとともに、合理的配慮を行うことができるよう体制を整備し、先進的な取組を視野に入れつつ、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものとする。

2 市は、市職員一人一人が共生の重要性の理解を深めるため、市職員に対して啓発等を実施するものとする。

（市民及び事業者の役割）

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって必要となる認識

や理解を相互に深めるとともに、共生社会の実現に努めるものとする。

(基本的施策)

第6条 市、市民及び事業者が、基本理念にのっとり、共生社会の実現を目指すに当たり、市は、次に掲げる施策(以下「基本的施策」という。)を講ずるものとする。

(1) 共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図るための次に掲げる施策

ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう意識の形成を行うこと。

イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。

(2) 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策

ア 市の提供する情報及び市民が知りたい情報のうち必要と認められるものを分かりやすく提供すること。

イ 市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝えられるよう、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化すること。

(3) 市民が安全で安心した生活ができるような多様性に配慮した社会基盤施設等の整備に努めること。

(4) 共生の地域づくりを活性化させるための次に掲げる施策

ア 市民及び事業者が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携並びに支援を行うこと。

イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民それぞれが役割を持ち、支え合い、役割を入れ替えながら、市民及び事業者が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

エ 支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上すること。

(5) 共生社会に向けた推進体制の構築並びに当該体制及び具体的施策の必要に応じた改善

2 市は、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取組むものとする。

(災害等への対応)

第7条 市は、災害等への対応(災害等の発生に備える対策を含む。)においては、自助及び共助の意識の浸透を図るとともに、基本理念にのっとり、市民及び市内滞在者が行う自らの身体及び生命を守るための行動に対して、多様性に配慮した支援を行うことができるよう取組むものとする。

(計画等への反映等)

第8条 市は、条例等の制定又は行政計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重するとともに基本的施策を踏まえ、制定又は策定するものとする。

2 市は、前項の行政計画の実施に当たっては、基本理念の尊重及び基本的施策の実現のため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、第1項の行政計画の評価の実施に当たっては、基本理念及び基本的施策の視点を含めて評価するものとする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（平成30年3月22日条例第27号）（兵庫県条例）

ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例をここに公布する。

ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 ユニバーサル社会づくりの推進に関する基本的施策（第7条—第12条）

第3章 ユニバーサル社会づくりを推進するための基盤の整備等（第13条—第16条）

附則

兵庫県民は、阪神・淡路大震災からの復旧復興を通じて、全ての人が支え合いながら生きていくことの大切さを学び、この学びを「支え合う文化」として培ってきた。

現在、少子高齢化の進展及び人口の減少というこれまでに経験したことのない大きな社会の変化に直面しており、地域社会の活力を維持するためには、次代を担う子どもを安心して産み育てられるよう子育てを社会全体で支え、高齢者、女性、障害者等が地域社会の担い手としてその能力を発揮することができる環境づくりが必要である。

また、医療、福祉、就労、教育等の社会の幅広い分野において、情報の取得、施設及び交通手段の利用、製品及びサービスの普及等についてユニバーサルデザイン化の措置が講じられることにより、障害者をはじめとする全ての人が、社会参加を阻害されることなく、地域社会の一員として活動することができるようにならなければならない。

さらに、我が国とは異なった言語及び文化を守りながら生活する外国人県民並びに観光その他の目的で来訪する外国人が増加する中、異文化との共生又は交流も円滑に図っていく必要がある。

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いを問わず、全ての人が包摂され自信と尊厳を持って暮らすことのできるユニバーサル社会こそが豊かな社会である。兵庫県民が培ってきた「支え合う文化」を継承し、ユニバーサル社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（ユニバーサル社会の実現）

第1条 年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができるユニバーサル社会は、次に掲げる社会の実現を図るための取組（以下「ユニバーサル社会づくり」という。）を通じて実現されなければならない。

（1）人と人が相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会

（2）全ての人がその能力を発揮して、多様な社会参加ができる社会

（3）生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会

（4）福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会

（5）全ての人のにとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

第2条 ユニバーサル社会は、県民、事業者、団体、県及び市町の参画と協働により実現されなければならない。

（県民）

第3条 県民は、前2条に規定するユニバーサル社会の実現のための基本的な理念（以下「基本理念」という。）についての理解を深め、自らの生活を通じてユニバーサル社会づくりを行うよう努めなければならない。

（事業者及び団体）

第4条 事業者及び障害者の支援等の活動を行う団体、自治会等の地縁団体その他の団体は、基本理念についての理解を深め、その活動がユニバーサル社会の実現に寄与し得ることを認識し、その活動を通じてユニバーサル社会づくりを行うよう努めなければならない。

（県）

第5条 県は、基本理念にのっとり、ユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(市町)

第6条 市町は、基本理念及び第12条第1項に規定する総合指針を基本とし、その区域の状況に応じたユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

第2章 ユニバーサル社会づくりの推進に関する基本的施策

(人と人が尊重しつつ支え合う社会づくり)

第7条 県は、全ての人々が、地域社会の一員として、多様な立場を理解し、相互に、人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 県民が、学校教育、生涯学習等の様々な場を通じて、豊かな心を育み、基本理念に対する理解を深める機会の提供に関すること。

(2) 家庭、自治会その他の地縁団体等と連携した障害のある児童及び生徒に対する自立して社会参加するための基盤となる生きる力を育むための教育の実施に関すること。

(3) ユニバーサル社会づくりを地域及び職域において率先して行う人材並びにユニバーサル社会づくりに資する建築、福祉等の専門的知見を有する人材の養成に関すること。

(能力を発揮して多様な社会参加ができる社会づくり)

第8条 県は、全ての人々が、その能力を発揮して、地域社会における就労その他の様々な活動に参加することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 高齢者、女性、障害者等がそれぞれの状況又は能力に応じて、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務等の多様な勤務形態を選択することができる環境の整備に関すること。

(2) 高齢者による子育て支援その他の地域社会全体で高齢者、女性等の社会参加を促進する体制の整備に関すること。

(3) 障害者等が生活を営む上で障壁となるものを除去するための相談機関の設置その他の支援の体制の整備に関すること。

(4) 文化芸術活動、スポーツ等を通じて、高齢者、障害者及び外国人をはじめ、様々な人との交流の促進に関すること。

(円滑な情報の取得、利用等の機会が確保される社会づくり)

第9条 県は、全ての人々が、生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段を確保し、並びに自らが望む意思疎通の手段を選択する機会を確保することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 手話、点字等の多様な方法により、全ての人々が情報を円滑に取得することができる措置に関すること。

(2) 手話通訳、点訳、外国語通訳等を行う人材の養成及び県民が手話等を学習する機会の確保に関すること。

(3) 災害時に特に支援が必要な者に対し、その安全を確保するために必要な情報を迅速かつ的確に伝達する体制の整備に関すること。

(4) 情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人々が享受することができる環境の整備に関すること。

(安全で安心して暮らせる社会づくり)

第10条 県は、全ての人々が、福祉のまちづくりを通じて、安全で安心な自立した生活を確保することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 心身の機能の低下その他の事由による利用の状況の変化に対応した構造又は設備を有する住宅の整備の促進に関すること。

(2) 安心して、公共施設等を利用し、又は公共交通機関により円滑に移動するためのスロープ、エレベーター等の設備の設置その他の施設の整備の促進に関すること。

(3) 地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備に関すること。

(4) 自治会その他の地縁団体、民生委員等の地域社会における多様な主体による見守り、在宅における医療又は介護その他の住み慣れた地域において安心して暮らすためのサービスの提供の促進に関すること。

(利用しやすい製品及びサービスが普及する社会づくり)

第11条 県は、全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及すること

ができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 全ての人にとって利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発の促進に関すること。

(2) 先端的な技術を活用した医療又は介護の提供のための研究開発の促進に関すること。

(3) 全ての人にとって利用しやすいよう配慮されたサービスの提供の促進に関すること。

(ユニバーサル社会づくりの推進に関する施策の総合指針)

第12条 知事は、第7条から前条までに規定する施策を総合的に実施するための指針（以下「総合指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、総合指針を定めようとするときは、議会の議決を経なければならない。

3 知事は、総合指針の案の作成に当たっては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定により設置する兵庫県社会福祉審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、総合指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前3項の規定は、総合指針の変更について準用する。

第3章 ユニバーサル社会づくりを推進するための基盤の整備等

（推進体制の整備）

第13条 県は、県民、事業者、団体、県及び市町が相互に協力及び連携を行うことにより、ユニバーサル社会づくりの推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

2 県は、その活動を通じたユニバーサル社会づくりを促進するための協定を事業者及び団体と締結することができる。

（表彰）

第14条 知事は、県民、事業者及び団体の活動がユニバーサル社会の実現に寄与したと認められるときは、その業績を公表し、及びその功績を表彰することができる。

（行財政上の措置等）

第15条 県は、ユニバーサル社会づくりを推進するため、必要な行財政上の措置その他の総合指針に基づく措置を講ずるものとする。

（補則）

第16条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に定められているひょうごユニバーサル社会づくり総合指針は、第12条第1項の規定により定められたものとみなす。

（福祉のまちづくり条例の一部改正）

3 福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

○ともに生きるまちを目指す条例（令和3年6月30日条例第19号）（江戸川区条例）

ともに生きるまちを目指す条例

ともに生きる。私たちは、一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

人とともに生きる。

このまちには、ゼロ歳から百歳以上の人まで様々な年齢の人たちが暮らしています。その中には、障害のある人や外国籍の人などもあります。一人ひとりの「ちがい」が尊重されることが、まちづくりの源なのだと、私たちは考えます。

社会とともに生きる。

このまちでは、一人ひとりの立場や置かれている状況がちがう人々が集い、学び、働き、遊び、活動しています。ともに力を合わせる事が大切なのだと、私たちは考えます。

経済とともに生きる。

このまちで活動する事業者は、大切な区民の一人です。地域に力を与えてくれる存在なのだと、私たちは考えます。

環境とともに生きる。

海抜ゼロメートル地帯であるがゆえの災害の危険性を受け入れ、大規模な水害や巨大地震などが起きても誰一人取り残さないことが大切なのだと、私たちは考えます。

未来とともに生きる。

世界中の人々が、より良い未来を創るために活動を始めています。それらを学びながら先頭に立って走り続けたいと、私たちは考えます。

今日生まれた子どもたちが二千百年になって生活しているこのまちを、夢と希望に満ちあふれたものにしたい。私たちはその実現に向けて全力を尽くすことをここに誓い、二十二年、この条例を制定します。

（目的）

第一条 この条例は、江戸川区（以下「区」という。）、区民及び事業者が目指すまちの姿を示すとともに、区、区民及び事業者の役割を明らかにし、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会を実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 共生社会 全ての人年齢、性別、性的指向や性自認、国籍、障害や病気の有無などの人の多様性を認め合い、支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会をいう。
- 二 江戸川区 公法人としての江戸川区をいう。
- 三 区民 江戸川区内（以下「区内」という。）に住み、又は区内で働き、若しくは学ぶ者をいう。
- 四 事業者 区内において事業活動を行う法人又は団体をいう。

（区の責務）

第三条 区は、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 区は、全ての区職員等が共生社会の理念を正しく理解するため、区職員等の能力開発を推進するとともに、啓発その他必要な取組を実施するものとする。

3 区は、区民及び事業者の共生社会の理念に関する知識及び理解の促進に努めるとともに、共生社会の実現に向けた計画及び施策を区民及び事業者と協力して取り組むものとする。

（区民及び事業者の役割）

第四条 区民及び事業者は、共生社会の理念に関する知識及び理解を深めるとともに、共生社会の実現に向け、自ら考え、自ら行動し、及び協働するよう努めるものとする。

（基本的施策）

第五条 区は、共生社会の実現を目指すに当たり、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 共生社会の実現に関する計画を策定すること。
- 二 共生社会の実現に関する具体的な施策を実施すること。
- 三 共生社会の実現に関する計画の内容及び施策の実施状況を検証すること。

(災害等への対応)

第六条 区は、災害等への対応（災害発生に備えた平常時の対策を含む。）については、多様性に十分配慮し行うものとする。

(政策等への反映)

第七条 区は、条例等を制定し、又は行政計画その他の政策を策定するに当たっては、この条例に定める理念を最大限に尊重する。

(変化への対応)

第八条 区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応じて、この条例の内容を見直すこととする。

付 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

○山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例（令和5年3月24日条例第15号）

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。この理念は人類普遍の原理であり、法の下での平等及び基本的人権を定めた日本国憲法の本質にもかなうものである。

こうした理念の下、県民一人ひとりが自らの意思で自由に生き方を選択し、自分らしくいきいきと暮らすことができる差別のない社会の構築は、私たちの願いである。

山梨県においては、これまでも、性別、年齢、障害や疾病の有無、国籍等にかかわらず、誰もがその個性や能力を生かして活躍できる共生社会を目指して、様々な取組を進めてきたが、今なお、多様性に関する理解が不十分であることを背景に、誤解や偏見、差別が生じていること等の多くの課題が残されている。

また、少子高齢化、デジタル化、グローバル化の進展等、社会経済情勢が急速に変化する中で、本県が持続的に発展していくためには、恵まれた自然や歴史、風土に培われた豊かな文化的土壌等を生かし、多様な文化や価値観を持った人々を理解し、積極的に受け入れ、互いに支え合う寛容な社会を実現していく必要がある。

ここに、私たち山梨県民は、多様性を認め合う共生社会づくりを進めるために不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、多様性を認め合う共生社会づくり（差別を無くし、全ての県民が、一人ひとりの違いを尊重し合い、多様な文化及び価値観を受け入れ、並びに互いに支え合う社会の形成を推進することをいう。以下同じ。）について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民が安心して暮らすことができ、かつ、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 多様性を認め合う共生社会づくりは、何人も、個人として尊重され、及び互いに支え合うことで安心して生活することができ、並びに社会を構成する一員としてその個性と能力を発揮してあらゆる分野で活躍できることを基本理念として行われなければならない。

（差別的取扱い等の禁止）

第三条 何人も、他人に対して、人種、信条、性別、国籍、性的指向（恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の性別についての認識をいう。）、社会的身分、門地、職業、年齢、障害又は疾病の有無その他の事由を理由として、差別的取扱いをすることその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 何人も、他人に対して、優越的な関係を背景として、不当な要求をすることその他の不当な行為をしてはならない。

（県の責務）

第四条 県は、第二条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、多様性を認め合う共生社会づくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（県民の責務）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、多様性を認め合う共生社会づくりについての理解を深めるとともに、県が実施する多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、多様性を認め合う共生社会づくりについての理解を深めるとともに、事業活動を行うに当たり、多様性を認め合うことができるようにするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第七条 学校教育その他の教育に携わる者は、基本理念にのっとり、多様性を認め合う共生

社会づくりを目的とした教育を行うよう努めなければならない。

(市町村に対する協力)

第八条 県は、市町村が多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(基本的施策)

第九条 県は、県民及び事業者の多様性を認め合う共生社会づくりについての理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、第三条各項に規定する行為に関する相談に応ずるため、必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(基本方針)

第十条 知事は、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策の総合的な推進を図るため、多様性を認め合う共生社会づくりに関する基本方針（以下「方針」という。）を定めるものとする。

2 方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 知事は、方針を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。方針を変更しようとするときも、同様とする。

(推進体制の整備)

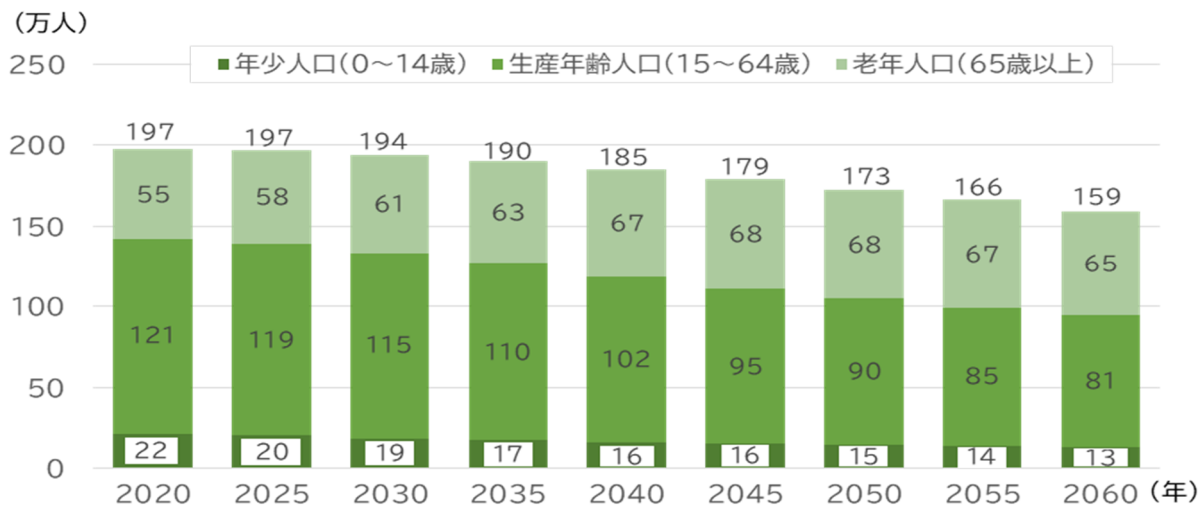
第十一条 県は、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策を総合的に推進するため、必要な推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 札幌市の状況（基礎データ集）

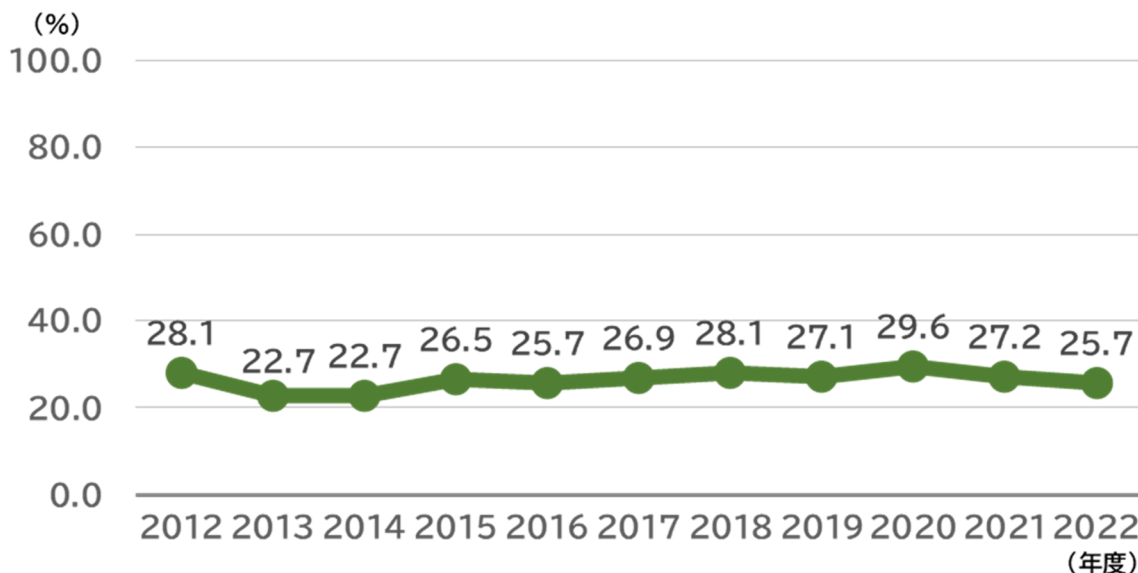
○札幌市の人口の将来見通し



<資料> 総務省「国勢調査」、札幌市

※ 各年 10 月 1 日現在。四捨五入により合計が一致しない場合がある。

○障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う人の割合



<資料> 札幌市

○市民アンケートの結果（令和3年度）

市民1万人を対象に、第1次戦略ビジョンに掲げる24のまちづくりの基本目標に関する取組について、「現在までの充実度」と「今後の重要度」がそれぞれどの程度と感ずるかアンケート調査を実施しました。

■現在までの「充実度」の上位・下位5項目

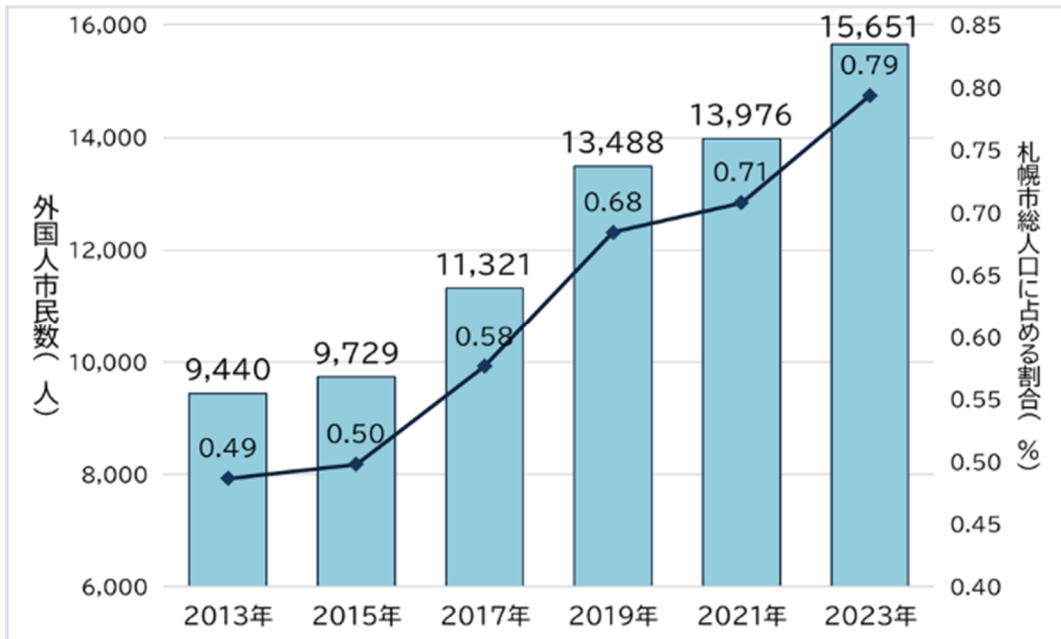
順位	項目
1	北海道の食の魅力を生かした食産業が発展している
2	雪やウインタースポーツを楽しむ環境が整っている
3	地下鉄や路面電車沿線では、買い物・通院などの生活利便性の高い暮らしの場が形成されている
4	うるおいや安らぎを与えるみどりと、憩いや交流の場として活用される公園などがあり、良好な都市景観が形成されている
5	森林、農地、公園などのみどりの保全や、うるおいを与える河川などの水環境の保全がなされている
62	誰もが自分の能力を生かして働くことができる
63	災害発生時に障がいのある方や、子ども、外国人観光客等が円滑に避難できる配慮がなされている
64	商店・商店街が活性化し、地域に賑わいを生み出している
65	虐待やいじめ、不登校などに適切に対応する体制が整っている
66	地域において、子どもから高齢者までの多世代間の交流が活発である

■今後の「重要度」の上位・下位5項目

順位	項目
1	働きながら子育てができる環境が整っている
2	北海道の食の魅力を生かした食産業が発展している
3	安心して子どもを産み育てることができる環境が整っている
4	災害発生時に避難できる場所や必要となる物品・物資が整備・確保されている
5	虐待やいじめ、不登校などに適切に対応する体制が整っている
62	住民同士の助け合い・支え合いが活発である
63	ボランティア・市民活動に参加しやすい環境が整っており、活動が活発に行われている
64	町内会や市民活動団体、行政や企業等、様々な団体により地域の課題解決に向けた活動が行われている
65	地域において、子どもから高齢者までの多世代間の交流が活発である
66	地域住民が町内会・自治会に参加し、まちづくり活動が活発に行われている

<資料> 札幌市

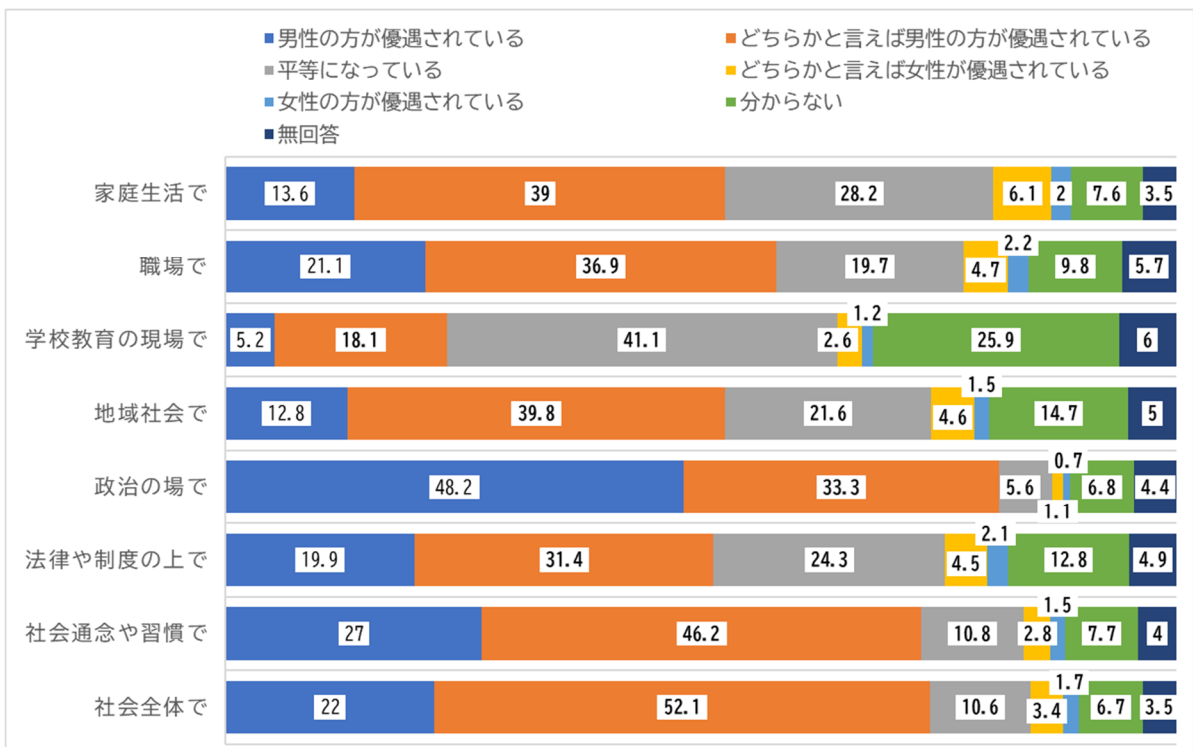
○札幌市の外国人市民数及び総人口に占める外国人市民の割合



※2013年～2023年 各年1月1日時点

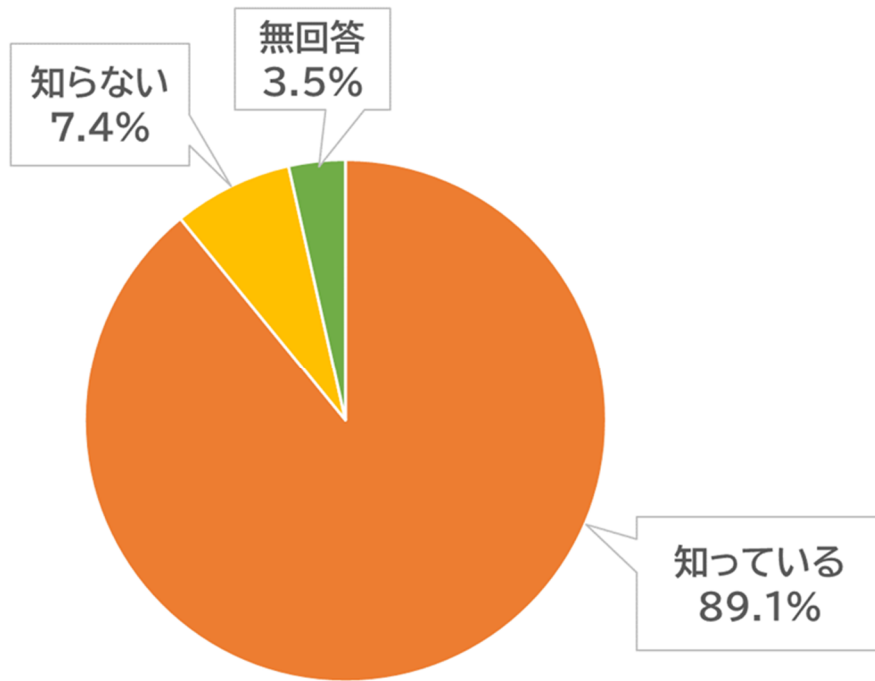
<資料>札幌市

○分野別の男女の地位の平等感（令和3年度）



<資料>札幌市

○アイヌ民族の認知度（令和2年度）



<資料>札幌市

6 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(関係部分抜粋)

〇ビジョン編

※まちづくりの重要概念関係部分抜粋

札幌市の特徴である「ゆき」や「みどり」といった自然の恵みが守られ、さらには生かされた中で、子どもから大人までのあらゆる世代の「ひと」や多様な「ひと」が交わり、一人一人の思いが繋がって、新しい時代にふさわしい真に豊かな暮らしを創る、また、経済や学術、スポーツ、文化、健康、環境などの様々な分野において、新たな価値を生み出す。このことで、国内外から活力を呼び込み、人口減少などの成熟社会における課題をいち早く解決する拠点として、世界をリードし、持続可能で、多様性と包摂性のある世界都市を目指します。

そのためには、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなっていること、誰もが生涯健康で、学び、自分らしく活躍できていること、誰もが先端技術などにより快適に暮らし、新たな価値の創出に挑戦できることが重要です。そこで、「目指すべき都市像」と「まちづくりの重要概念」を次のとおり定めます。

【まちづくりの重要概念】

ユニバーサル(共生)

「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」を実現するに当たっては、多様性と包摂性があり、格差なく均等に機会が得られる社会の実現を目指して、移動環境や建物等のバリアフリー化や心のバリアフリーなどを進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていくことが必要になります。

そこで、「誰もが多様性を尊重し、互いに手を携え、心豊かにつながること。また、支える人と支えられる人という一方向の関係性を超え、双方向に支え合うこと」を「ユニバーサル(共生)」として「まちづくりの重要概念」に定めます。

※地域分野関係部分抜粋

考 察

まちが成熟期を迎え、個々の価値観が多様化しているとともに、市民アンケートの結果などから、地域意識の希薄化という課題が顕在化していることが明らかとなっています。これらのことから、地域コミュニティ等において、年齢・性別・障がいの有無・国籍・民族・宗教・文化などの違いを理解し認め合うなどの心のバリアフリーが進み、これらの違いを超えた交流が行われていることが重要です。

また、年齢にかかわらず誰もが地域コミュニティを育み、大切にできる意識を持ち、ライフスタイルに合わせてまちづくり活動に参加できるとともに、こうした活動の担い手の育成が進んでいることが必要です。

基本目標6 互いに認め合い、支え合うまち

目指す姿

- 1 年齢・性別・障がいの有無・国籍・民族・宗教・文化などの違いを互いに認め合い、尊重し合う、平和で包摂的な社会となっています。

※「子どもの権利」の観点も、「子ども・若者分野」に記載

- 2 世代や国籍を超えた交流や趣味を通じた交流などにより、市民のつながりが深まり、相互の信頼や協力が得られる社会が形成されています。



私たちが取り組むこと

目指す姿	市民・企業など	行政
1	<ul style="list-style-type: none"> ○年齢・性別・障がいの有無・国籍・民族・宗教・文化などの違いに対する理解 ○互いの違いを認め合い、互いに支え合う取組の実践 ○平和の尊さの理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○心のバリアフリーの推進 ○戦争や被爆体験等の次世代継承などを通じた平和の尊さの理解の促進
2	<ul style="list-style-type: none"> ○交流活動などへの積極的な参加 ○交流の場の提供や活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○多世代交流や高齢者の交流の促進 ○外国人市民との交流の促進 ○国際交流の推進 ○外国人へのコミュニケーション支援 ○交流活動などへの支援 ○ICTなどを活用した交流の促進

○戦略編 ※ユニバーサル（共生）プロジェクト関係部分抜粋

1 ユニバーサル（共生）プロジェクト

札幌市においては、2040年代に高齢者人口がピークを迎え、全体の約4割を占めることが予想されている中で、今後は、移動を始めとする日常生活で身体の機能上の制限を受ける方が増加していくことが予想されます。

また、直近10年間の札幌市の調査結果では、障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う人の割合は約3割と低い数値で推移しています。

さらに、世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書（2023）」におけるジェンダーギャップ指数³について、日本は146か国中125位と主要先進国で最下位となっており、市民アンケート調査の結果では、職場や学校教育の場などの様々な場面における男女の平等意識が低くなっています。また、地域における多世代交流が重要と考える市民の割合が低いなど、地域意識の希薄化が明らかになっています。

さらには、労働力不足等に伴う国による特定技能制度⁴などの外国人材の受入れの拡大により、市内で暮らす外国人が増加していくことも予想されます。

このような中で、今後は、年齢、性別⁵、国籍、民族、障がいの有無等を問わず、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」を実現していくことが必要です。この実現に向けては、困りごとを感じている当事者の意見も聞きながら、札幌市（行政）だけでなく、市民や企業と共にハード・ソフト両面での施策はもとより、意識の改革に向けた施策を一体的に推進していきます。

ユニバーサル（共生）プロジェクト

障壁（バリア）を取り除くとともに、全ての人の利便性の向上に向けた取組の推進

(1)プロジェクトの三本柱

①誰もが円滑に移動することができ、快適に利用できる施設などの整備 ～移動経路・建築物～

○札幌市バリアフリー基本構想⁶で定めた重点整備地区⁷内の生活関連経路⁸や主要公園⁹のトイレ・園路・駐車場のバリアフリー化¹⁰を推進します。

³ 【ジェンダーギャップ指数】国ごとの男女格差の度合いを示す指標。なお、男女の違いで生じている格差のことをジェンダーギャップという。

⁴ 【特定技能制度】国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度

⁵ 【性別】ここでは、生物学上の性別のみならず、社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）、自己が認識している性別（性自認）、恋愛や性愛の対象となる性別（性的指向）を含む。

⁶ 【札幌市バリアフリー基本構想】「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき策定している行政計画。本市では、当該計画に示す旅客施設、車両、道路、公園、建築物などのバリアフリー化の方向性に基づき、取組を実施することとしている。

⁷ 【重点整備地区】バリアフリー化の事業を重点的かつ一体的に実施するために指定した駅等を中心とする地区

⁸ 【生活関連経路】高齢者や障がいのある方等が日常生活において利用する施設と中心駅等を結ぶ路線など

⁹ 【主要公園】ここでは、モエレ沼公園などの10か所の総合公園、手稲稲積公園などの3か所の運動公園と大通公園などの2か所の特殊公園をいう。

¹⁰ 【バリアフリー化】高齢者や障がいのある方などが社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。道路、建物、交通手段などの物理的な障壁のほか、制度面、文化・情報面や意識面のものを含めた全ての障壁をなくすことを意味している。なお、こうした障壁が除去された状態をバリアフリーという。

- 中小規模の飲食店・診療所等のほか、宿泊施設のバリアフリー改修等への支援を行うなど、民間建築物のバリアフリー化を促進します。
- 既存の市有建築物や災害時に避難所の機能を担う学校施設のバリアフリー改修を推進するほか、区役所庁舎などへのユニバーサルデザイン¹¹の導入や表示の多言語化を推進します。
- 500㎡未満の小規模の民間建築物や市有建築物について、建築主などがより対応しやすいバリアフリー化の整備基準を設定します。
- 駅などの旅客施設のバリアフリー化を進めるほか、ノンステップバス¹²やUDタクシー¹³の導入を促進するとともに、再生可能エネルギー等を利用したロードヒーティング¹⁴の導入を進めるなど、地下鉄駅のエレベーターとタクシー・バス乗り場の冬季の乗換機能を強化し、四季を通じて円滑に移動できる交通環境の整備を進めます。

②当事者への支援と情報発信の充実 ～制度・情報～

- 社会から孤立し、不安や悩みを抱える女性への支援や障がい特性に応じたコミュニケーション支援など、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等に応じたサービスや制度を充実させます。
- 災害時における要配慮者¹⁵などへの避難行動や避難生活における支援を充実させるほか、男女共同参画¹⁶や多文化共生¹⁷の視点に立った防災体制づくりを推進します。
- 都心¹⁸における地下ネットワーク等の案内サインの充実化・統一化を進めるほか、官民連携により、車いす等で移動できるバリアフリー経路の情報発信や冬季の移動を支援するツールの活用などを促進するとともに、介助手配等の情報を異なる交通機関の間で共有できる仕組みを構築するなど、四季を通じて円滑に移動することができるサービスの実現を目指します。

③心のバリアフリーの浸透と誰もが自分らしく活躍できる環境の整備 ～意識～

- 学校において子どもの多様性を尊重した学びを実践していくとともに、子どもの権利やジェンダー平等、障がいのある方や高齢者の特性や困りごとへの理解の促進など、市民や企業等の意識向上に向けた取組を推進します。
- 企業における性的マイノリティ¹⁹への理解やワーク・ライフ・バランス²⁰に関する取組を推進するほか、高齢者や障がいのある方、女性、外国人等の社会参加・雇用を促進するなど、誰もが自分らしく活躍できる環境の整備を進めます。
- 障がい者スポーツの体験会の充実や障がいのある方向けの文化芸術イベントの開催など、スポーツや文化を通じた心のバリアフリー²¹の浸透に向けた取組を推進します。

¹¹ 【ユニバーサルデザイン】文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異や障がい・能力を問わずに利用できるよう配慮された設計(デザイン)

¹² 【ノンステップバス】高齢者や障がいのある方などが乗り降りしやすいバリアフリー対応のバス

¹³ 【UDタクシー】健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方などの誰もが利用しやすいタクシー

¹⁴ 【再生可能エネルギー等を利用したヒーティング】下水の水温と外気温の温度差のエネルギーなどを活用した融雪装置

¹⁵ 【要配慮者】高齢者、障がいのある方、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害の発生やそのおそれがある場合に自分の力だけでは避難することや避難場所で生活することが困難な方

¹⁶ 【男女共同参画】性別にかかわらず、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる状態

¹⁷ 【多文化共生】国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

¹⁸ 【都心】JR札幌駅北口一帯・大通と東8丁目・篠路通の交差点付近・中島公園の北端付近・大通公園の西端付近を頂点として結ぶ、北海道・札幌市の魅力と活力をけん引し、国際競争力を備えた高次の都市機能が集積するエリア

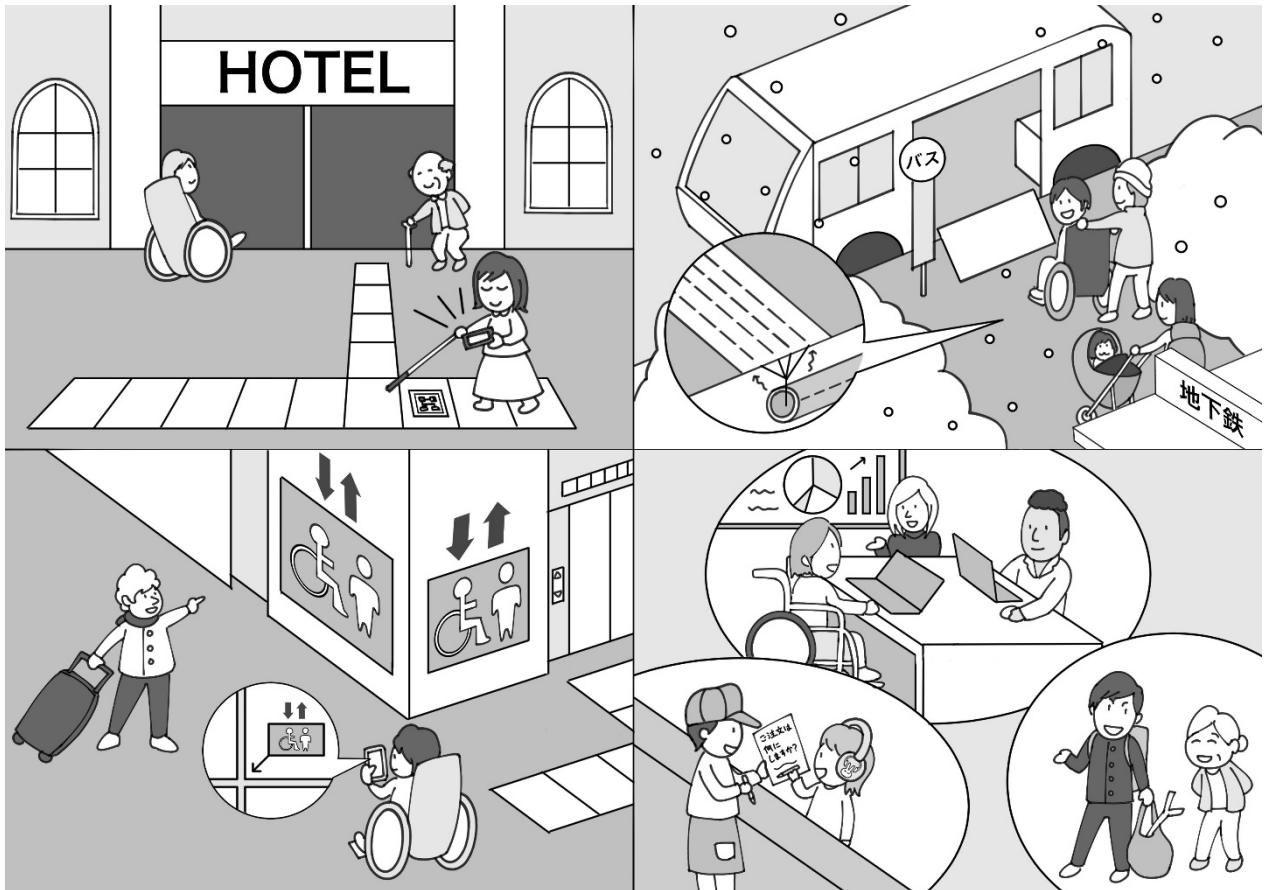
¹⁹ 【性的マイノリティ】典型的とされてきた性のあり方にとらわれない人々

²⁰ 【ワーク・ライフ・バランス】やりがいのある仕事と充実した個人生活が調和したバランスの良い働き方・生き方

²¹ 【心のバリアフリー】様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、

(2)プロジェクトの推進による10年後の札幌市

- 市有施設や民間施設のバリアフリー化が進んでいます。
- 四季を通じて円滑に移動できる交通環境の整備が進んでいます。
- 年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等に応じたサービスやバリアフリー情報の発信などのソフト面の支援が充実しています。
- 行政はもとより市民や企業に心のバリアフリーの考えが浸透して、多様性への理解が進み、誰もが暮らしやすいまちになっています。



(3)ロードマップ

プロジェクトの三本柱	2022年	2031年
誰もが円滑に移動することができ、快適に利用できる施設などの整備	生活関連経路や主要公園のバリアフリー化の推進	
	小規模建築物のバリアフリー化の基準検討	基準の運用
	宿泊施設のバリアフリー改修などへの支援検討	支援
	市有建築物のバリアフリー化や区役所庁舎などへのユニバーサルデザインの導入	
	地下鉄エレベーターとタクシー・バス乗り場の乗継経路への再生可能エネルギー等を利用したロードヒーティングの導入検討	導入
当事者への支援と情報発信の充実	当事者の特性や困りごとに応じたサービスや制度の充実	
	災害時における要配慮者などへの避難行動や避難生活における支援の充実	
	車いすでも移動できる経路情報などのバリアフリー情報の発信検討	発信
心のバリアフリーの浸透と誰もが自分らしく活躍できる環境の整備	子どもの多様性を尊重した学びの提供	
	市民や企業等への当事者の特性や困りごとなどの理解の促進	
	高齢者や障がいのある方、外国人などの社会参加・雇用の促進	

(4)成果指標

指標	現状値	目標値
まちのバリアフリー化が進んでいると感じる市民の割合	54.9% (令和4年度(2022年度))	75.0% (令和13年度(2031年度))
高齢者・障がいのある方等の立場を理解して行動ができている人の割合	37.0% (令和4年度(2022年度))	70.0% (令和13年度(2031年度))

7 市長公約（2023～2026）

I 不安なく健やかに暮らせる街をつくります

1 いざという時に迅速に高度な医療を受けられる、医療充実都市をめざします

- ①救急搬送時間の短縮や夜間における医療提供体制を充実させ、より速やかに適切な救急医療を受けられる仕組みをつくります。
- ②オンライン診療等のデジタル技術を活用した医療提供体制を整えます。
- ③保健所の機能を強化するとともに、医療機関等とも一層連携して、パンデミック等の脅威にも即応できる医療体制を整えます。
- ④市立札幌病院における災害・感染症対応、地域医療機関との連携、救急・周産期医療等について、内容の充実と機能強化を図ります。

2 ご高齢の方をはじめ、誰もが長い間、健康で充実した生活を送れるよう支援します

- ①運動が身近なものとなるよう、スポーツに親しむ人々が、世代を問わず、それぞれの志向やレベルに合わせてさまざまな種目に参加でき、多様な主体が運営する新しいタイプの スポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）を育成します。
- ②都心の歩行環境の改善など、日常生活の中でも歩きたくなるまちづくりを進めます。
- ③健康診断の受診率向上や検診体制の充実などがん対策を推進し、発症の予防、早期発見・治療につなげていきます。
- ④認知症に関する相談体制の強化など、認知症のご本人やサポートする方に対する支援を充実させます。
- ⑤歯周病検診の受診率向上など、歯や口腔の健康対策を推進します。
- ⑥多様な社会参加等を通じて生きがいを感じられるよう、ポイントを貯めてサービスを利用する制度など、デジタル技術を活用した、楽しみながら高齢者が活動できる仕組みを創設します。
- ⑦特別養護老人ホームの定員を拡大して、緊急度の高い待機者を減らしていきます。
- ⑧転居等に関する悩みを抱える高齢者等に対し、入居から退去までをサポートします。あわせて、転居を希望する高齢者が、持ち家を希望する世帯等へ円滑に住宅を引き継げるよう支援します。

3 誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援を行います

- ①福祉に関する生活の困りごとを抱える市民からの相談を一元的に受け付ける、福祉の窓口「（仮称）福祉ワンストップ窓口」を新設します。あわせて、自ら相談することが困難な方への働きかけにも積極的に取り組みます。
- ②介護予防センターと地域包括支援センターの機能と体制等を強化し、高齢者の心身の状態に応じたよりきめ細かな支援を行います。
- ③老々介護や 8050 問題（※）をはじめ、コロナ禍により一層深刻となった孤立・孤独問題へ、積極的に取り組んでいきます。

※8050 問題…80 代の親が 50 代の引きこもりの子の面倒を見ていることによって生じている生活問題

4 障がいのある方を支え、自立を促進する取り組みを進めます

- ①重度心身障がい者医療費助成を拡大するとともに、障がいのある方が自立した生活を送れるよう、支援を拡充します。
- ②市役所内にユニバーサル推進室を設置し、移動経路、建物等のバリアフリー化や心のバリアフリー

に関する取り組みを推進します。また、民間企業と連携し、障がいのある方はもとより、誰もがストレスなく移動を楽しめるサービス(ユニバーサル MaaS)に関する取り組みを進めます。

- ③障がいのある方の就労支援や、文化・社会活動等への参加を支援します。また、障がい者スポーツの普及を促進するとともに、その拠点となる障がい者スポーツセンターの新設を検討します。

II 安全で快適に暮らせる街をつくります

1 大雪にも強く、持続可能な除排雪体制を再構築します

- ①過去の大雪の経験を教訓とし、災害級の大雪に見舞われても市民生活への影響を最小限に食い止められるよう、関係機関等と連携してより適切で迅速な除排雪体制をつくります。
- ②道路の機能・役割に合わせた除排雪の在り方を含め、市民が将来にわたり安心して冬季の生活を送れる持続可能な除排雪体制をつくります。

2 町内会等の地域活動を支援します

- ①「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」に基づき、生活道路にかかる除排雪の負担軽減や、ごみステーションの適正管理、町内会活動の担い手確保など、町内会活動の活性化に向けた支援策を実施します。
- ②NPOをはじめとするさまざまな団体が、地域の課題解決に向けて行うまちづくり活動を支援します。

3 災害や事件・事故から市民を守るまちづくりを進め、安全・安心な生活環境を整えます

- ①近年の災害を教訓とし、既存の対策を見直し、冬季における災害対策の強化や、耐震化推進に取り組めます。
- ②防犯カメラの設置や「子ども 110 番の家」の普及など、地域の安全を支援します。「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」により、繁華街の安全・安心な環境を確保します。また、特殊詐欺や悪質商法等による被害の防止に取り組めます。
- ③「(仮称)犯罪被害者支援条例」を制定し、犯罪被害に遭った方に対する総合的な支援を行います。再犯防止に関する取り組みも、関係機関や民間団体と連携して行います。また、パートナー等からの暴力被害について、より相談しやすい環境整備などの支援体制を整えるとともに、被害者の自立に向けたサポートを充実させます。
- ④子どもを巻き込む交通事故と、近年増加傾向にある自転車事故への防止対策を強化します。また、運転に不安を抱える高齢者へ免許証返納を促す取り組みを進めます。
- ⑤安全性等に問題のある空き家の解消に取り組むとともに、老朽化したマンションの適正な維持管理を支援します。
- ⑥近年市街地への出没が増加し、市民に被害を及ぼすおそれのある野生動物(クマ、シカ、キツネ、アライグマ等)について、自然との共生にも配慮しつつ、関係機関と連携して効果的な対策を講じます。

4 新たな民間の知見やデジタル技術を活用して、市役所業務の改革を行い、市民サービスの向上を図ります

- ①市民意見をしっかりと市政に反映するために、条例の検討を含む仕組みづくりを進めます。また、反映した結果や評価の見える化を進め、一人ひとりが市民参加を実感できるように取り組めます。
- ②行政課題の解決に向け、民間からのアイデアを一元的に受け付ける窓口を新設し、規制緩和、民間

ノウハウ・資金活用の手法等を積極的に取り入れた官民連携のまちづくりを進めます。

- ③コンビニエンスストアでの住民票の写し・印鑑登録証明書等取得時の手数料を減額します。また、オンラインサービスの活用により、行政サービスの利便性を向上させます。中央区役所の建て替え及び将来の南区役所の建て替えに合わせ、DX(デジタルトランスフォーメーション)(※1)による「書かない」「待たせない」「同じ説明を繰り返させない」窓口の実現をめざします。
- ④行政事務センターやデジタル技術の活用により効率化した市役所の人員を再配置することや、協働の精神で課題に挑戦する職員を育成することにより、市民目線の行政運営をより一層進めます。
- ⑤目の前の市民生活の安定や未来につながるまちづくりに必要な支出をしっかりと行いつつ、既存事業の抜本的な再構築と新たな財源の確保に積極的に取り組みます。また、脱炭素やバリアフリー化等の社会的課題の推進に当たっては、ESG債(※2)を活用するなど、資金調達の多様化も図りながら、将来世代に過度な負担を残さない財政運営に取り組みます。
- ⑥さまざまな行政課題や行政サービスについて、各分野の企業家等と市長が直接意見交換を行い、民間の発想を具体的な行政運営に反映させる新たな仕組みをつくります。

※1 DX(デジタルトランスフォーメーション)…Digital Transformation の略。ICT(情報通信技術)の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

※2 ESG債…ESGは、Environment Social Governance の略。環境課題や社会的課題の解決に向けた事業に充てる資金を調達するための債券

Ⅲ 未来の担い手が希望を抱いて自分を磨ける街をつくります

1 経済状況によらず安心して子育てができるよう支援します

- ①子ども医療費や保育料の無料化の対象をさらに拡大します。
- ②学校給食費への公費負担をさらに拡大します。
- ③ひとり親家庭に対する医療費の支援を拡大します。
- ④病児保育や短期入所など保育の質の向上を図ります。また、保育分野の就労支援や相談対応、潜在保育士の掘り起こし等を行う「保育人材支援センター(さぼ笑み)」の機能を強化し、保育人材の確保を支援することなどにより、安心して預けられる保育所環境を整えます。
- ⑤子どもコーディネーターによる相談対応など、困りごとを抱える子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげる取り組みを強化します。また、道内産地から直接食材を確保できる仕組みづくりなどにより「子ども食堂」の安定運営を支援します。
- ⑥妊娠前から、出産、育児までの各段階で、必要な支援の充実を図ります。また、育児休業の取得促進に向けた取り組みにより、男性の子育てへの積極的な参加を推進します。

2 全ての子どもが健やかに安心して生活できる環境をつくります

- ①第2児童相談所の開設に合わせ、児童福祉専門職の育成や一時保護所の定員増を図るなど、増加する相談事案に適切に対応できる体制を強化します。また、学校等におけるいじめの予防と早期の発見・解決に取り組みます。
- ②タブレットを活用したオンライン授業などデジタル技術等を活用し、不登校児等の学びの機会を確保します。
- ③家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども(ヤングケアラー)が安心して暮らし、学ぶことができるよう、気軽に相談できる場の提供等により、早期に状況を把握し、適切な支援につなげていきます。

④医療的ケアを要する子どもたちへの支援を継続します。また、病気を抱える子どもたちが家族や友人と安心して過ごすことのできる居場所(こどもホスピス)づくりに取り組む民間団体等の活動を支援します。

3 子どもが多様な学びや体験を得られる教育環境を整備します

- ①経済状況によらず安心して学べるよう、学習援助や奨学金制度などの就学支援を充実させます。
- ②障がいのある子どもが、住み慣れた地域の学校を含めた、適切な環境で学べるよう支援します。
- ③少人数学級の対象学年を拡大するなど、きめ細かな指導を継続的に行える教育を、一層充実します。
- ④小中一貫教育のモデルとなる義務教育学校を設置します。
- ⑤学校等への冷房設備の導入で、子どもたちが快適に過ごせる学習環境を整えます。
- ⑥保護者や地域など子どもに関わる人たちの意見を学校運営に反映させる「コミュニティ・スクール」という仕組みを導入し、子どもの多様な学びや成長を支えます。
- ⑦外国語教育、プログラミング教育、理数教育等を推進し、国際的に活躍できる人材を育成します。また、子どもが将来への夢を描く手助けとなるよう、民間企業と協力し、早い時期から職業体験を得られる機会を設けます。

4 子どもがスポーツや運動を楽しめる機会を増やします

- ①スポーツ観戦の機会を増やすなど、子どもたちにスポーツや身体を動かすことの楽しさを知ってもらうとともに、将来の健康維持にも役立つ、基礎体力の向上につながる取り組みを充実させます。
- ②部活動がより充実し、持続可能なものとなるよう、運動系・文化系を問わず、専門人材の派遣を含めた外部人材の活用等を進めます。スポーツ参加の裾野を広げる取り組みや、アスリート育成のサポートも強化します。
- ③子どもたちがウィンタースポーツに親しめるように、学校におけるウィンタースポーツ学習を支援するとともに、市内のスキー場やスケート場の利用促進を図ります。

IV 誰もが自分らしく活躍できる持続可能な街をつくります

1 互いの個性や違いを認め合い尊重し合える街をつくります

- ①障がい、性別、年齢、人種、国籍などにかかわらず、誰もが互いの個性や違いを認めて尊重し合い、差別のない社会の実現を目的とする「(仮称)共生社会推進条例」を新たに制定し、全市民で取り組みを進めていきます。
- ②市役所内にユニバーサル推進室を設置し、移動経路、建物等のバリアフリー化や心のバリアフリーに関する取り組みを推進します。また、民間企業と連携し、障がいのある方はもとより誰もがストレスなく移動を楽しめるサービス(ユニバーサル MaaS)に関する取り組みを進めます。(再掲 I-4-②)
- ③地下鉄南北線さっぽろ駅構内にあるアイヌ文化発信空間「ミナパ(※)」の機能を拡充します。札幌市アイヌ文化交流センター(サッポロピリカコタン)をはじめ、さまざまな場所において市民向けイベントや体験プログラムの機会を増やし、アイヌ民族への理解を促進します。
- ④全ての人々が平等に自分らしく生活を送れるよう、民間企業向けの啓発活動や学校教育を通し、性的少数者に対する理解促進を図ります。他自治体との連携や民間企業の協力のもと、同性パートナー同士に対して婚姻に相当する関係を認証するパートナーシップ宣誓制度を活用した取り組みも進めます。
- ⑤札幌に住む外国人について、医療機関の受入体制の整備、日本語習得等の支援を行い、孤立防止

と暮らしの不安解消を図ります。また、国籍を問わずどのような人でもまちづくり活動へ参加し、交流できる機会を増やします。

※ミナパ…アイヌ文化への理解を深めるきっかけづくりと、道内のアイヌ関連施設の情報を発信する場として 2019 年 3 月に設置

2 女性が安心して生活し、より活躍できる環境をつくりま

- ①心身や生活面でさまざまな課題を抱える女性に対し、SNS 等を活用した相談対応や声掛け等のアウトリーチから、一時的な居場所の確保、公的機関等による安定的な支援へとつなぐなど、安心して日々の生活を送れるようにするための取り組みを行います。
- ②母子の身体的ケアと母親のうつ予防のため、初妊婦や乳児家庭の全戸訪問を実施するほか、家事等を援助するヘルパーの派遣など、母子の体調管理や育児等の際の困難を支援する体制を強化します。
- ③ワーク・ライフ・バランスの充実など、全ての人が働きやすい職場づくりや、仕事と育児を両立させる職場環境の整備を進める企業・事業主の取り組みを支援します。
- ④女性の働き方支援窓口「ここシェルジュ」の取り組みを強化します。起業しようとする女性を含め、全ての働く女性を応援し、多様な働き方の実現を支援します。

3 脱炭素社会の実現に取り組みます

- ①G7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会合の開催を機に、ゼロカーボン都市「環境首都・さっぽろ」の取り組みを国内外に広くアピールするとともに、脱炭素社会に適応した新しいライフスタイルの普及・定着や、地域における環境投資を促進します。
- ②産学官連携により、民間及び市有施設の省エネ化や再生可能エネルギーの利用を促進します。都心部に水素モデル街区を整備し、そこを起点に積雪寒冷地における水素自動車の普及を図るなど、「脱炭素先行地域」としての取り組みを着実に進め、2050 年までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO2 排出実質ゼロをめざします。
- ③札幌版の「ZEB(ゼブ)」(※1)の研究・実証を進め、既存の戸建住宅や集合住宅の高断熱・高気密化、さらには「ZEH(ゼッチ)」(※2)化など省エネに向けた取り組みを進めます。札幌市内で消費される電気については、北海道内で生み出された再生可能エネルギーへ転換していき、北海道全体におけるゼロカーボンの実現に貢献します。

※1 ZEB(ゼブ)…快適な室内環境を保ちながら、設備システムの高効率化により大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量を省エネ基準から 50%以上削減することをめざした建築物

※2 ZEH(ゼッチ)…室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることをめざした住宅

4 自然環境の保護に取り組みます

- ①都心部の再開発などを機に、緑があふれ、居心地が良く歩きたくなる開放的な空間を整備していきます。また、里山周辺において、森林と農地の一体的な管理、食材・木材等の資源活用を進め、自然環境の保全につなげます。
- ②新たに整備する「(仮称)動物愛護センター」を核として動物愛護の普及啓発や教育の充実を図ります。札幌市動物園条例に基づく、生物多様性保全の取り組みを進め、自然と人が共生できる持続可能な環境の創出をめざします。

V 経済が活性化し社会が潤う街をつくりま

1 札幌経済を牽引する産業を育成します

- ①スタートアップ(※)の進出・育成や、新たな民間投資を誘発するため、規制緩和やノウハウの活用などに向けた民間からの提案を受け付ける窓口を市役所内に新設します。また、これらの民間企業等が実証実験を行える場づくりなどを行います。
- ②市民の健康寿命延伸にも役立つ、健康や医療、バイオを切り口とした産業のさらなる集積に向け、産学官の連携強化を図り、先端医療研究を活用した企業の取り組みを支援します。また、ゲーム、アニメ、IT・クリエイティブ等、今後の成長が見込まれる各産業の起業と事業展開を支援します。あわせて、これらの産業の拠点づくりを進めます。
- ③都心部の再開発と連動した、戦略的な企業誘致活動を展開します。札幌への企業の進出・人材の流入につながるシティプロモートの取り組みを強化します。また、市内の遊休地等を活用してデータセンターや製造業等の立地を促進します。

※スタートアップ…社会や多くの人々が抱える課題を解決するため、IT 等のテクノロジーの活用により、先端的な製品やこれまでになかった新しい価値を生み出し、非常に大きな成長と社会に大きな影響を与えることが期待できる起業のこと

2 市内産業の体質強化を図ります

- ①海外事業に精通した専門家の活用や、経済交流事業を実施し、市内企業の海外展開を支援します。
- ②企業や大学、市民と連携して、北海道の食材の魅力を活かし、「健康食」や「環境に優しい食」の開発・提供に取り組みます。食関連事業者の輸出力・国際競争力の強化に向けた支援も行き、札幌の食産業を活性化させます。
- ③大谷地流通業務団地の立地企業の施設更新を支援するほか、需要に応じてさらなる物流用土地活用の可能性も検討し、物流循環の活性化を図ります。また、「さっぽろ連携中枢都市圏(※)」の取り組みをさらに推進します。

※さっぽろ連携中枢都市圏…より魅力的なまちづくりをめざして、札幌市と近隣 11 市町村(小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町)によって形成。それぞれの「まち」の特性を活かし、密接な連携と役割分担のもと、救急医療やイベント開催など暮らしや経済に役立つさまざまな取り組みを行っている

3 中小企業や商店街の安定経営とさらなる活性化を支援します

- ①中小企業等の円滑な資金調達を支援するほか、後継者不足に悩む事業者と、後継を希望する人とのマッチングをサポートします。また、生産性の向上に向けた IoT(※1)等の技術導入や、相談会やセミナーの開催等による人材確保、BCP(事業継続計画)、SDGs(※2)等の経営課題の解決を支援します。
- ②商店街の特長を活かした新商品の開発やイベントなど、商店街における販売力・集客力の回復・向上のための取り組みを支援します。また、新規加入や若手組合員の定着を支援し、商店街の基盤強化を図ります。
- ③プレミアム商品券を発行するなど、今後も、物価高騰により深刻な影響を受ける市民や事業者等を支援します。

※1 IoT…「Internet of Things」の略称。日本語では一般的に「モノのインターネット」と呼ばれ、身の回りにあるものがインターネットにつながる仕組みのこと

※2 SDGs(エス・ディー・ジーズ)…「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。2015 年 9 月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟 193 カ国が 2030 年を期限とし、「誰一人取り残さない」をスローガンとして、「貧困の根絶」「エネルギー」「働きがい」「気候変動への対策」など 17 の目標を掲げている

4 世界中から人が集まる観光都市をつくります

- ①世界トップクラスの雪質を PR するとともに、冬季観光資源を充実させます。また、それぞれの観光

施設間の周遊性も高め、多様な観光客が長期間楽しめるスノーリゾートを形成し、市内経済の活性化につなげます。

- ②インバウンドの取り込みを再強化し、体験型観光の開発や、バリアフリー、多言語化など観光コンテンツの高付加価値化を図ります。
- ③ワーケーション(※1)、ブレッジャー(※2)、ユニバーサルツーリズム(※3)といった新たな観光需要に対応していきます。あわせて、定山溪温泉など既存の観光資源の充実を図ります。
- ④大規模な国際会議やイベントなど、MICE(※4)の取り組みを再度強化します。また、MICE 施設の整備に向けた検討も進めます。
- ⑤札幌ドームとその周辺を、展示会や子ども向けイベントなど、さまざまなイベントを一体的に開催できるエリアにして集客力の向上を図ります。
- ⑥観光地域づくり法人(DMO)(※5)を設立し、持続可能で安定的な観光・MICE 産業を構築します。多くの観光・ビジネス客を受け入れるための環境整備の財源として、宿泊税の導入を検討します。

※1 ワーケーション…Work(仕事)と Vacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと(観光庁 Web サイトより)

※2 ブレッジャー…Business(ビジネス)と Leisure(レジャー)を組み合わせた造語。出張等の機会を活用し、出張先等で滞在を延長するなどして余暇を楽しむこと(観光庁 Web サイトより)

※3 ユニバーサルツーリズム…全ての人々が楽しめるよう創られた、高齢や障がい等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行(観光庁 Web サイトより)

※4 MICE(マイス)…企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称

※5 観光地域づくり法人(DMO)…地域の「稼ぐ力」を引き出し、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役。多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくり戦略の策定と、戦略実施のための調整を行う(観光庁 Web サイトより)

5 経済活動を支える人材の確保・育成に取り組みます

- ①建設分野のほか、今後も需要が見込まれる福祉・医療・介護、保育、観光など人手不足の分野を含めた総合的な人材確保対策を進めます。
- ②市内の大学・企業等と連携し、若者が地元で就職しやすい環境を整えるとともに、首都圏在住者の札幌への、UIJターン就職の支援窓口機能を強化します。
- ③IT 人材の確保に向けた取り組みを支援するとともに、AI(※)や IoT 等の先端技術を高度に駆使できる人材の育成を図ります。また、外国人材の採用、国際ビジネス人材の育成を支援します。企業とプロフェッショナル人材のマッチング、若年層に対するものづくり産業の魅力発信等も行い、専門的な人材の確保を後押しします。

※AI…「Artificial Intelligence(人工知能)」の略称で、人間が持っている認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称

6 誰もが働きがいのある街をめざし、環境整備に取り組みます

- ①経済界や労働界などの関係団体と協議会を設置し、人手不足の解消による地元企業の経営の安定化と労働者の雇用環境の向上を両立させるため、条例の検討を含め、新たな仕組みの創設に取り組みます。
- ②市が発注する事業の現場で働く労働者が、より良い雇用・労働条件の下で働くことができる仕組みづくりを進めます。
- ③公共工事の品質確保と不当廉売防止のため、総合評価方式のさらなる改善を推進します。
- ④賃金水準の上昇に応じて、指定管理者制度の下で働く労働者の賃上げを支援する仕組みを導入します。

VI 世界を引きつける魅力的な街をつくります

1 街の拠点となるエリアの市全体を活性化させます

- ①札幌駅周辺エリア及び大通駅周辺エリアにおける街のリニューアルに向けた検討・事業化を加速させます。また、大通公園及びその周辺街区と、近隣に新幹線ホームの設置が予定されている創成川東エリアについて、魅力アップに取り組みます。
- ②円山・大倉山周辺、スキー場等のスノーリゾートエリア、丘珠空港周辺、中島公園周辺の各エリアを、「高次機能交流拠点(※1)」として再整備します。
- ③多くの公共施設等が集まる真駒内駅前地区、北区北部地区の生活を支える篠路駅周辺地区、にぎわい交流づくりに取り組む清田区役所周辺の3エリアを、「地域交流拠点(※2)」として再整備します。また、デジタル技術を活用し、郊外の住宅地が抱える、地域交流、移動手段、医療・介護等の課題の解決に取り組みます。

※1 高次機能交流拠点…産業や観光、文化芸術、スポーツなど、国際的・広域的な広がりをもって利用され、札幌の魅力と活力の向上を先導する高次な都市機能が集積する拠点

※2 地域交流拠点…交通結節点である主要な地下鉄・JR 駅の周辺で、都市基盤の整備状況や機能集積の現況・動向などから、地域の生活を支える拠点としての 世界を引きつける魅力的な街をつくります

2 持続可能な公共交通ネットワークの構築と広域交通の整備を進めます

- ①地域の足を持続的に確保するため、利用者のニーズに応じて運行するデマンドバス(※)の活用を含めたバス路線の再編を検討します。また、新たな公共交通システムの導入で、都心部における移動の利便性を高めます。
※デマンドバス…利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う形態のバスのこと。運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する
- ②道内外を結ぶ広域交通の拠点として、北海道新幹線の札幌延伸、札幌駅前バスターミナルの整備、滑走路延伸を含めた丘珠空港の整備、都心アクセス道路(創成川通)の整備等を着実に進めます。
- ③地下鉄清田方面延伸の可能性について、今後の札幌ドーム周辺における土地利用の状況や将来的な需要の推計等を踏まえて、総合的な検証を行います。

3 スポーツによるまちづくりを加速させます

- ①スポーツの振興やスポーツを通じた健康寿命の延伸、経済・街の活性化に向け、札幌ドームとこれを中核とする周辺エリアを、障がいの有無や年代の違いにかかわらず多くの市民が利用できる「スポーツ交流拠点」として整備します。
- ②市内 6 スキー場を中核とするスノーリゾートの整備を進めます。また、スケートボードなど、若者に人気の都市型スポーツやeスポーツ(※)をより身近に楽しめるようにするほか、老朽化した月寒体育館、大倉山ジャンプ競技場、美香保体育館を、市民ニーズに応えられる施設にリニューアルします。
- ③ウィンタースポーツ競技を中心に魅力的な国際大会を誘致し、スポーツイベントに対する市民の関心をさらに高め、スポーツのまち・札幌の魅力を世界に発信します。
- ④スポーツに親しむ人々が、世代を問わず、それぞれの志向やレベルに合わせてさまざまな種目に参加でき、多様な主体が運営する新しいタイプのスポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)を育成します。(再掲 I-2-①)
- ⑤障がい者スポーツの普及を促進するとともに、その拠点となる障がい者スポーツセンターの新設に向けた検討に着手します。(再掲 I-4-③)

※e スポーツ…「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称(一般社団法人日

4 豊かな文化・芸術活動を通じ、さまざまな交流を育みます

- ①PMF(パシフィック・ミュージック・フェスティバル)やサッポロシティジャズなどの文化事業、演劇・音楽・ダンスの公演や美術展などの充実に取り組みます。また、文化・芸術活動に広がりを持たせるため、漫画やアニメなどのポップカルチャーを活用した取り組みを進めます。
- ②国際芸術祭を冬季に開催することで、札幌や北海道の冬の魅力を世界に発信します。
- ③ふるさとへの愛着と誇りを育み、札幌が積み重ねてきた文化と魅力を国内外に発信する「(仮称)札幌博物館」の整備に向けた検討を進めます。

5 市民等の意向を踏まえて冬季オリンピック・パラリンピックを招致し、これからも輝き続ける街をつくります

- ①子どもや若者たちに将来への夢や希望を与え、持続可能なまちづくりの契機とするためのオリンピック・パラリンピック冬季競技大会については、透明性・公正性の高いクリーンな大会の計画案を策定し、市民等の意向を確認した上で、招致をめざします。